



## 4月10日 放射能除染・モニタリングセンターを開所予定

市では、これから本格的に市内の住宅などの除染を実施していくこととなります。また、新たに自家用農産物の放射性物質測定所も増設して検査態勢を整え、多くの市民の皆様にご利用いただくため、次のとおり放射能対策を専門的に行う「放射能除染・モニタリングセンター」を4月10日に開設する予定です。

### ■放射能除染・モニタリングセンター

[所 在] 本宮字万世26-3(万世分庁舎) ※3月末まで企業局が入っている建物です。

[主な業務] ・放射能の除染(住宅除染を含む)に関すること

・自家用農産物の放射性物質測定に関すること

#### ▶白沢地区放射性物質測定所

従来どおり自家用農産物の測定を進めてまいります。

現在、本宮市白沢老人福祉センター内で運用しておりますのでご利用ください。

#### ▶本宮地区放射性物質測定所

本宮地区に1カ所測定所を開設します。現在場所を検討中です。機器の手配と、人員の配置が決まりましたら改めてお知らせします。

### 自家用農産物の放射性物質の測定について

#### ○対象

市民の皆さんが生産した自家用農産物(米、野菜、果物など)

#### ○測定試料の量の変更について

現在種類の異なる機器が導入されているため、測定する農産物を1kgお持ちください。

#### ○お願い

市が測定の対象とする農産物は市民の方がご自身で生産され、ご自身で消費されるものに限定しております。購入品、贈答品は販売元によって安全性が保証されるものですので、測定の対象とすることはできません。ご理解とご協力をお願いいたします。



自家用農産物測定イメージ

## 自主的避難等に係る損害に対する賠償に関する相談窓口の開設について

東京電力(株)では、平成23年3月11日時点で、本宮市を含む自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった方を対象として、損害に対する賠償請求を受け付けています。

この賠償請求に関する相談窓口を下記により開設していますのでお知らせします。

### 【相談窓口】

■開設日時：4月27日まで(土日祝日を除く) 午前9時～午後5時

■開設場所：中央公民館

### 【相談専用ダイヤル】東京電力(株)補償相談室

☎フリーダイヤル **0120-993-724**

受付時間：午前9時から午後9時まで(年中無休)

# 「本宮市震災・原子力災害復興計画【第2版】」を策定

～本宮市の早期復興を口指しで～

市では、震災と放射線被害から復興するため、その対策の方針と具体的な取り組みを定めた「本宮市震災・原子力災害復興計画【第1版】（平成24年1月）」に続き同計画【第2版】を策定いたしました。

また、第1版同様放射能の除染について、その具体的な手法や実施時期等詳細を記述した「本宮市除染計画【第2版】（平成24年3月）」を復興計画に組み入れ、復興計画の個別計画と位置付けて、早期除染に向け強力に取り組んでいくこととしています。

この復興計画【第2版】につきましては、第1版策定以降の市民の皆さんからの意見を反映しているとともに、平成23年度に実施しているまたは平成24年度から実施していく主な事業や取り組みについて記載しています。

今後とも、より実効性のある計画の策定に努めていきますので、市民の皆さんのご協力とご理解をお願いいたします。

## 復興計画の構成

## 復興計画の公表

本宮市震災・原子力災害復興計画【第2版】

- I 計画策定の趣旨
- II 復興方針
- III 市民の心を一つにしてつなぐ復興の想い  
【主な事業・取組一覧】

《復興計画個別計画》

本宮市除染計画【第2版】

復興計画（本冊）は、市のホームページでご覧いただけるほか、市役所、白沢総合支所、中央公民館および白沢公民館でご覧いただけます。

# 「本宮市震災・原子力災害復興計画【第2版】」〈概要版〉

## I 計画策定の趣旨

この「本宮市震災・原子力災害復興計画【第2版】」につきましては、平成24年1月に策定した本復興計画【第1版】の策定趣旨を基本とし、以後にいただきました市民の皆さんのご意見を本計画に反映させるとともに、これまでに実施に向け検討されてきた新たな取り組みや事業についての方針を定め、早期復興に向けた取り組みを充実させることを目的として策定するものです。

## II 復興方針

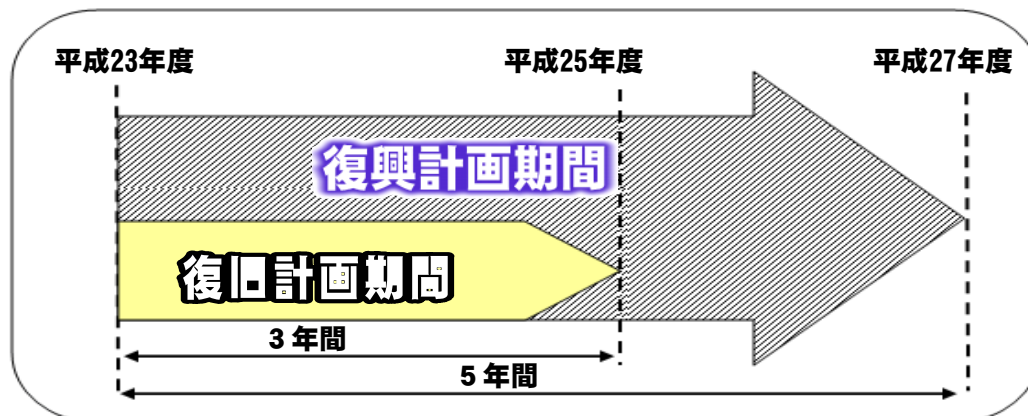
### 1. 計画の位置づけ

復興計画は、本宮市第1次総合計画（平成21年度～平成30年度）の基本構想に示す基本理念を踏まえ、将来像および基本目標を実現するため、乗り越えなければならない今回の震災および原子力災害について、早期復興に向けた取り組みを優先課題とし、その対策を示す特別な計画として位置づけます。

なお、復興計画は、国・県の方針や社会情勢、経済情勢の変化および関連する各種計画の変更などにより、必要に応じて見直しをすることとします。

## 2.計画の期間

復興計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間としますが、社会基盤、教育施設等の復旧計画期間については、平成23年度から平成25年度までの3年間とします。



## 3. 計画が目指す復興後のまちの姿

復興の課題と目標を念頭に置いて復興に取り組んでいきますが、わたしたちのまちが安心して暮らせるまちとして再生し、そしてすべての市民が未来に希望を持ち震災前以上の元気を取り戻すため、復興計画が目指すまちの姿を

### 『安全と安心を大きな夢につなげる』※『福島へのそのまち』本宮』

※本宮市が福島県のほぼ中央に位置し、交通の要衝とされてきたことから、「福島へのそのまち」としてPRを展開していくこととしています。

## 4. 復興の目標と施策体系 および 5.復興に向けた取り組み

復興の目標を設定し乗り越えるべき課題とその解決および解消の方策を具体的な復興のための施策として取り組んでいきます。(主な事業・取り組みは、5ページに掲載しています)

目標・施策	具体的な取り組み
<b>目標1 多様な世代が安全・安心を実感する暮らしの再生</b>	
<b>施策1-1 生活環境放射能除染対策</b>	(1) 空間放射線量の把握と情報開示 (2) 生活空間における放射能除染の推進 (3) 水道、下水道及び農業集落排水施設の放射能除染の推進 (4) 放射能除染手法の確立と実施体制の整備
<b>施策1-2 健康対策</b>	(1) 放射線の健康に関する正しい知識の普及促進 (2) 市民の食の安全確保 (3) 市民の心身ケア(ストレス対策)の推進 (4) 健康不安の軽減と長期的な健康管理対策 (5) 市民の健康保持増進対策
<b>施策1-3 損害賠償対策</b>	(1) 原子力災害による全ての損害に対する賠償要請 (2) 市民の原子力災害損害賠償の請求支援
<b>施策1-4 被災者生活再建支援</b>	(1) 被災者の生活及び住宅再建支援
<b>施策1-5 災害時避難対策の強化</b>	(1) 避難対応の強化 (2) 避難場所の確保

**目標2 地域資源の復旧と産業再生による復興**

**施策2-1 社会基盤・教育施設等の復旧整備**

- (1) 県道(主要地方道)の早期復旧促進
- (2) 市道(幹線道路・生活道路)復旧
- (3) 水道施設の復旧と耐震化
- (4) 下水道及び農業集落排水施設の復旧
- (5) 保健施設及び社会福祉施設の復旧
- (6) 学校教育施設の復旧
- (7) 生涯学習施設の復旧
- (8) 教育施設等の耐震化

**施策2-2 産業再生対策**

- (1) 放射能除染による農地の再生
- (2) 商業・観光業の再生
- (3) 企業再生に向けた支援
- (4) 企業立地支援の強化

**施策2-3 風評被害対策**

- (1) 農林畜産物の安全性PRによる販路及び販売促進体制の再構築
- (2) 物産展示会等におけるPRの強化
- (3) 商工業への支援の強化
- (4) 観光施設への誘客促進

**目標3 交流と連携による復興の推進**

**施策3-1 安心を生む自治体連携体制の構築**

- (1) 他自治体との災害支援体制の強化

**施策3-2 復興につなげる自治体間交流の推進**

- (1) さまざまな分野における都市交流の推進

**目標4 未来社会の創造につなげる再生可能エネルギーの推進**

**施策4-1 再生可能エネルギーの推進**

- (1) 再生可能エネルギーの啓発
- (2) 新エネルギーの普及と導入支援
- (3) 公共施設への新エネルギーの積極的導入

**6 復興のための財政基盤の構築**

今回の震災および原子力災害により、莫大な財源を必要とする復旧および復興事業を進める事態となっています。特に、住宅等の除染に係る費用は、国により措置されますが、約124億円の費用がかかると試算されています。本宮市が、今回の震災および原子力災害から早期に復旧および復興を果たすため、財政健全化計画において新たな財政運営の考え方により財政基盤を構築し、この難局を乗り切ることとします。

**【新たな財政基盤の構築】**

**(1) 国、県の制度を最大限活用した財源確保**

復旧および復興事業の財源については、国、県の補助制度および災害復旧債等の交付税措置が有利な起債を最大限活用し、現健全化計画において実施を見込んでいる事業への影響を抑えます。

**(2) 本宮市震災・原子力災害復興基金の創設と効果的な運用**

復旧および復興事業の事業費については、現段階では推測が不可能であることから、基金総額5億円程度を目標額とした基金を創設し、本宮市が復興するために緊要となる事業や長期的に取り組むことが想定される放射線被ばくからの市民の健康管理や放射能対策についての財源として活用していくこととします。

**(3) 財政健全化計画による財政状況の推移の検証と事業の見直し**

復旧および復興事業の実施と基金の新設により、財政運営に大きな影響を受けることとなるため、適時に財政健全化計画において財政状況のシミュレーションにより検証を行い、必要であれば健全化計画において実施を予定している事業について、その実施時期や事業内容を見直しすることとします。

# III 市民の心を一つにしてつなぐ復興の想い

## 1 市民憲章の制定

市民の皆さんの心を一つにし、今回の震災および原子力災害から早期に復旧および復興を果たすため、まちづくりの道しるべとなる「市民憲章」を制定することとします。

## 2 市民の歌の制定

すべての市民の皆さんが未来に希望を持ち元気を取り戻すことができるように、また、市民の皆さんが親しみをもって歌い継ぎ、郷土愛を深めていただくために、「市民の歌」を制定することとします。

## 3 復興の集いの開催

世界中が震撼した平成23年3月11日という震災の日を決して忘れないとともに、この日に起こった私たちが体験したことのない未曾有の災害を風化させることなく、未来を担う子どもたちの世代に正しく伝えて行くため、また、市民の皆さんが着実な復興を感じ希望を持って復興を進めていくため、毎年3月11日には復興祈念行事として、「本宮市復興の集い」を市民の皆さんと共に開催していくこととします。

### 【主な事業・取組み一覧】

施策	事業又は取組	施策	事業又は取組
1-1-(1)	空間放射線量メッシュ測定（モニタリングポスト）[H23～]	2-1-(2)	道路橋りょう災害復旧事業[H23～H25]
		2-1-(3)	水道施設災害復旧事業[H23～]
1-1-(2)	学校等空間放射線量測定（リアルタイム線量測定システム）[H23～]	2-1-(4)	水道施設耐震化事業[H23～]
		2-1-(5)	下水道・農業集落排水施設災害復旧事業[H23～]
		2-1-(6)	保健施設復旧工事[H23]
1-1-(3)	学校等除染事業[H23]	2-1-(7)	社会福祉施設復旧工事[H23～H24]
1-1-(4)	住宅除染事業[H24～]	2-1-(8)	本宮第二中学校校舎等改築事業[H24～]
1-1-(5)	下水道施設の除染[H24～]	2-1-(9)	白沢中学校法面復旧工事[H24～]
1-2-(1)	放射線に関する説明会や講演会等の開催[H23～]	2-1-(10)	生涯学習施設復旧工事[H23～H24]
1-2-(2)	水道水モニタリング検査[H23～]	2-1-(12)	学校施設等耐震化事業[H23以前～]
1-2-(3)	井戸水モニタリング検査[H23～]	2-2-(1)	農用地の除染[H24～H26]
1-2-(4)	農産物等放射能モニタリング検査[H23～]	2-2-(3)	森林の除染[H24～]
1-2-(5)	学校給食の放射能モニタリング検査[H23～]	2-2-(5)	金融機関借入金利子補給[H23～]
1-3-(1)	心のケアの実施[H23～]	2-3-(1)	放射性物質測定結果の提供[H23～]
1-3-(2)	室内遊び場づくり[H23～]	2-3-(3)	本宮市産品首都圏販売促進[H23～]
1-3-(3)	他市町村との児童・生徒の交流事業[H23～]	3-1-(1)	観光案内・宣伝事業[H23以前～]
1-3-(4)	体験活動促進事業[H24～]	3-2-(1)	スポーツ交流事業[H23～]
1-4-(1)	放射線外部被ばく調査[H23～]	4-1-(1)	太陽光発電システム設置支援事業[H23以前～]
1-4-(2)	放射線内部被ばく検査[H23～]	4-1-(3)	太陽光発電システム導入事業[H23～H25]
1-4-(3)	保健指導管理事業[H23以前～]	3-1-(3)	被災相互応援協定の締結[H23]
1-4-(4)	健康診査事業[H23以前～]	3-2-(3)	スポーツ交流事業[H23～]
1-4-(5)	予防接種事業[H23以前～]	4-1-(3)	太陽光発電システム設置支援事業[H23以前～]
1-4-(6)	保健指導・健康相談の実施[H23以前～]	4-1-(5)	太陽光発電システム導入事業[H23～H25]
1-4-(7)	東京電力に対する損害賠償支払いの要請[H23～]	4-1-(7)	太陽光発電システム導入事業[H23～H25]
1-4-(8)	原子力災害損害賠償相談窓口の開設要請[H23]	4-1-(9)	太陽光発電システム導入事業[H23～H25]
1-4-(9)	損壊家屋等の解体撤去支援[H23・H24(解体のみ)]	4-1-(11)	太陽光発電システム導入事業[H23～H25]
1-4-(10)	災害援護資金貸付事業[H23～]	4-1-(13)	太陽光発電システム導入事業[H23～H25]
1-4-(11)	災害見舞金支給[H23～]	4-1-(15)	太陽光発電システム導入事業[H23～H25]
1-4-(12)	被災住宅修繕見舞金支給[H23～]	4-1-(17)	太陽光発電システム導入事業[H23～H25]

## 本宮市震災・原子力災害復興計画個別計画

# 本宮市除染計画【第2版】 <概要版>

### 1 除染計画の目的

- ◆本除染計画は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）（平成23年法律第110号）に基づいて策定し、効果的な除染の推進により市民の被ばく線量の低減を実現することとしている。
- ◆平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、広範囲に放射性物質が拡散し、生活への不安や風評被害等経済活動に大きな影響をもたらした。  
放射能被害は本来、国と東京電力が対処すべき問題であり、国は責任を持って取り組むとしているが、それには相当の時間がかかると考えられ、市では、一日も早く市民の不安を解消するため、市が主体となって市内全域で放射性物質を除去（除染）することとした。
- ◆「本宮市除染計画【第2版】」では、市民の住宅地除染を本格的に実施するにあたり、地域の優先順位を空間線量率の詳細調査および幼児、小中学生の個人線量計（ガラスバッジ）の結果に基づき明確にし、今後の除染作業方針を定めた。また、解りやすくするために語句の訂正をしたものである。

### 2 本宮市の状況

- ◆放射線量の分布  
本市における追加被ばく線量は、文部科学省にて公表した航空機モニタリング調査による放射線量等分布マップにより、全地域が0.23マイクロシーベルト/時以上であり、年間に換算すると1～5ミリシーベルト/年となり、場所によっては0.99マイクロシーベルト/時以上（5ミリシーベルト/年）となっている。
- ◆今後の見通し  
現在における放射性セシウムを放射線量で比較すると、セシウム134が全体の約7割、セシウム137は約3割程度と言われている。半減期は、セシウム134が約2年なのに対し、セシウム137は約30年であり、放射線のエネルギーはセシウム134のほうが強いことから、今後数年は、セシウム134の減衰により全体の放射線量の低下が見込める。

### 3 基本方針

本宮市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる災害からの復興にあたり、除染を対策の軸とし、市内全域を対象に、環境中の放射性物質による追加被ばく線量を、速やかに低減させることを目的として、市が主体となって除染を行うものとする。しかし、行政だけでは市内全域を早急に除染することは難しいことから、行政区やPTA、各種団体との相互協力により、除染を推進する。

### 4 目標

- ◆今後2年間で、市民の日常生活環境における空間放射線量を市内全域で1マイクロシーベルト/時以下にすることを目指す。
- ◆現在空間放射線量が1マイクロシーベルト/時以下の地域においては、今後2年間で、現在の空間放射線量を約60パーセント低減させることを目指す。
- ◆将来的には、追加被ばく線量を、国際放射線防護委員会の基準で一般公衆の線量限度である年間1ミリシーベルト以下にすることを目標とする。

## 5 計画期間および除染スケジュール

- ◆計画期間は5年とし、重点期間を2年とする。
- ◆中長期的なスケジュールと年毎のスケジュールを定め、作業の進捗状況および新たな除染手法等を考慮し、柔軟に見直す。

## 6 除染の主体

- ◆国・県・市が管理する土地および工作物等にあつては、それぞれが除染等の措置等を行うものとする。
- ◆上記以外の土地および工作物等にあつては、市が除染等の措置等を行うものとする。

## 7 除染手法の調査・除染マニュアルの作成

- ◆除染方法については、画一的に定めることはなく、国・県と連携して場所と対象者に合った最適な除染方法を柔軟に採用していく。
- ◆除染ガイドラインの作成は、除染の手法について、国・県・専門家の指導を受けながら作成し、新たな手法の開発に合わせ、適宜改訂する。

## 8 除染対象ごとの除染方法

- ◆家屋や庭、道路（歩道）、側溝等除染対象ごとに、効果的な除染方法により除染を実施する。
- ◆森林の除染については、長期的な暫定目標として、追加被ばく線量が年間1<sup>ミ</sup>シーベルト以下となること。さらに、除染実施の具体的目標として、2年後までに、一般公衆の推定被ばく線量を約50パーセント減少した状態を目指すこと等を掲げ、住居等近隣における除染を最優先に行い、住民の被ばく線量の低減を図ることとする。
- ◆農地の除染については、生産活動を行う農業者や近隣で生活する者に対する外部被ばくを可能な限り引き下げること並びに農業生産を再開できる条件の回復および安全な農作物の提供を目的とすることを基本目標とする。

## 9 除染に伴う土砂等の収集・運搬および排水の取扱い

- ◆除染により生じた土砂等は、仮置場まで運ぶ際に飛散しないよう、土のう袋等に入れて運搬する。
- ◆水を用いた除染を行う場合、周囲への拡散を極力抑えつつ、排水による周辺環境への影響を極力避けるための工夫をするものとする。  
できる限り、堆積物の除去や布タオル等にての拭き取りするなど、水による除染以外の方法で除去できるものを可能な限り除去してしまうことにより、流出する放射性物質の量を減らすようにする。

## 10 土砂の保管および仮置場の設置と管理

- ◆保管場所は、国が中間貯蔵施設を3年を目途に設置するため、この間除染により生じた土砂等（土砂、草木）を仮置場へ保管し、その後中間貯蔵施設へ搬出する。  
保管場所については、次の方針により取り扱う。
  - ①公共施設等……その敷地内に仮置き保管する。
  - ②民地・宅地等……市が指定する仮置場が決定するまでは、除染した敷地内に仮置き保管する。
  - ③道路・側溝等……市が指定する仮置場が決定するまでは、地域の承諾を得られる場所に一時保管する。
- ◆保管の方法については、放射線の遮へい効果が高い地下埋設方式を原則とする。ただし、地域の実情や除染実施環境を考慮し、土砂等の放射線総量に基づき山積み方法も可能とする。
- ◆適切な遮へいの実施は安全面を重視し、覆土厚40センチメートルを原則とし、保管場所の敷地境界での放射線量が周辺環境と同水準となる程度まで遮へいを行う。
- ◆仮置場・一時保管場所の管理については市が行い、定期的に空間線量を測定する。必要に応じ適切な表示やロープでの囲いの設置などの措置を講じて、人が立ち入らないようにし、埋

設した位置や保管の方法を記録し、監視体制を整える。

## 11 優先度の考え方

除染作業のスケジュールは、以下の2つの視点から安全・安心の緊急度を考慮し、作業の優先度を決定する。ただし、優先度は固定的なものではなく、地域の状況や除染手法の開発に合わせて、柔軟に対応する。

◆市が行う除染作業は、これまで測定により判明した空間放射線量の高い地域から進めることとする。

ただし、線量が比較的低い地域内でも、公共性が高い施設や、新たな測定により発見された局地的に線量の高い地区等は、優先的に除染する。

◆地域内の土地用途別に考慮することとし、一つの地域内で、子どもを中心に市民が長時間滞在する空間で、早急な除染が必要な空間を優先する。

優先度1—学校、保育所等、住宅・住宅宅地、通学路、生活道路、公共広場、公共施設

優先度2—農地、山林、民間施設、里山・土手、その他の道路、河川・水路

◆地区別優先順位

順位	地区名	空間線量率・ ガラスバッチ合計 値(①+②)	空間線量率		ガラスバッチ	
			平均値 μSv/時 ①	最小最大値	平均値 mSv/3ヵ月 ②	最小最大値
1	和田	1.49	0.86	0.25~1.98	0.63	0.2~1.6
2	長屋	1.28	0.75	0.27~1.62	0.53	0.1~0.9
3	高木	1.26	0.74	0.36~1.42	0.52	0.1~1.1
4	仁井田	1.23	0.75	0.28~1.04	0.48	0.2~1.1
5	関下	1.20	0.75	0.45~1.09	0.45	0.2~0.7
6	白岩	1.18	0.68	0.37~1.18	0.50	0.1~1.2
7	稲沢	1.16	0.64	0.28~1.12	0.52	0.2~1.0
8	松沢	1.00	0.59	0.25~0.88	0.41	0.2~0.7
9	糠沢	0.95	0.52	0.28~0.81	0.43	0.0~1.0
10	荒井	0.93	0.55	0.16~0.94	0.38	0.1~1.1
11	本宮	0.93	0.56	0.17~1.23	0.37	0.0~1.1
12	青田	0.86	0.45	0.14~1.04	0.41	0.0~1.1
13	岩根	0.72	0.40	0.15~0.81	0.32	0.0~0.6

実施については、行政区等の地区単位にて調査をし、市民の意見を聴取しながら計画を策定して実施していくこととする。

※地区別優先順位は、市内の世帯（抽出調査）を対象とした放射線量の調査（平成23年9月～11月実施）、航空機モニタリング調査（平成23年10月4日時点版）およびガラスバッチ測定調査（平成23年9月～11月、3ヵ月）の結果に基づき区分します。

## 12 地域ごとの除染の取り組み

◆本宮市線量低減化活動支援事業

通学路や集会施設等の除染、地域内の放射線量低減を目的とし、高圧洗浄機を用いた洗浄および側溝清掃、草刈り等に対する支援を行う。各行政区内の通学路や側溝、集水桝等を市民およびPTA等の協力により除染活動を行う。

◆問い合わせ先 生活福祉部 生活安全課  
☎ 33-1111 内線111